

私大教連 書記局ニュース

発行：2018年12月17日 東海地区私立大学教職員組合連合 第812号

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3、401 TEL052-883-6969 FAX052-883-6968

E-mail : hi02-put@roren.net

<http://www.roren.net/shidai/>

将来計画・「ガバナンス改革」、官邸主導高等教育政策等 難しく考えず、気楽に理事会に質しましょう

今年度、上部団体役員が単組の団交・労使協議会・財政説明会等に出席し、一連の高等教育政策動向と当該大学の改革動向について尋ねた結果、思わぬ形で当該単組だけでなく、全体の運動に役立つ情報が得られました。理事会が現在の情勢についてどのような対応を考えているか（あるいは考えていないのか）、理事会の将来計画・「ガバナンス改革」、官邸主導の高等教育規制策等々について、質すことの大切さが浮き彫りになりました。これが教訓です。

通常国会に大学改革関連法案提出へ

報道によれば、文科省は、来年の通常国会に大学改革関連法案を提出する予定です。学校法人制度の改善方策として、①学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化、②学校法人の情報公開の推進、③学校法人の経営の強化、④学校法人の破綻処理手続きの明確化、等が出される予定です。私立学校法改正も予定されています。今後の動向に注視が必要です。



12月10日・第114回単組代表者会議 14単組参加 大学ガバナンスを破壊する政府・文科省の「ガバナンス改革」 教学・事務とも連携し、学内情勢についての情報収集を！

12月10日、第114回単組代表者会議が開催されました（上写真）。主な議題は、①2018年春闘・要求闘争の教訓と今後の方針確認、②組織の拡大・強化活動（組合活動活性化・組合員拡大方針の経験交流）、③権利闘争（争議単組支援）、④大学づくり・教研活動（「大学改革」への対応）でした。会議には14単組（名城大、愛知大、日本福祉大、中京大、愛工大、大同大、至学館大、愛知学院大、名芸大、同朋学園、鈴鹿医療大、名女大、四日市大、鈴鹿大）からご参加いただき、活発な議論が行われました。年末でご多忙のところご参集いただき、ありがとうございました。

以下、何号かに分けて、議題の一部に関わる記事を掲載します。

大学の競争淘汰を押し進める政府・文科省の動き 高等教育の「無償化」と機関要件

大学づくり・教研活動に関わり、私大教連執行委員会から昨今の「大学改革・ガバナンス改革」の動きについて報告・提案されました。時間の制約上、資料紹介にとどまりましたが、以下が要点です。

直近の動向として、高等教育の「無償化」に関わって大学に対する要件確認が行われます。高等教育の「無償化」とは、家計状況がひっ迫している学生について、学業成績が優秀であることを条件に、奨学金の給付や学費減免を行うというものです。この「無償化」措置について、大学は4つの要件を満たしていなければ学生を受け入れることができません。その要件とは、①実務経験のある教員による授業科目の配置、②理事に産業界等の外部人材を複数任命、③適正な成績管理の実施・公表、④財務諸表や教育活動に関わる情報の開示、等です。

11月22日には、文科省より「高等教育段階の教育費負担軽減新制度 機関要件の確認への対応のポイント（案）」が出され、近日中に大学に対するこれらの要件確認の具体的な内容が確定します。2019年早々から文科省による事前相談受付が始まり、その後、確認申請の受付（申請書提出）が開始される見込みです。

理事会の忖度と不必要な制度改革－学内の動向に注視し情報収集を

文科省の審査の日程が極めてタイトであることもあり、この間に一部の理事会は、授業科目やカリキュラム編成、成績管理の実施・公表等について拙速な改編・改善を求めたり、一部の担当教員・職員の業務の多忙化も懸念されます。また、理事会は教授会での審議等を簡略化する、あるいは学長直轄の事項として教授会での審議を行わせないなど、従来の審議プロセスを形骸化させる可能性もあります。また、こうした流れに乗じた理事会の忖度や、政府・文科省の施策では求められていない制度改革を行う恐れもあり、注意が必要です。

「無償化」の機関要件をめぐり、すでに動きが出ている大学もあります。各単組で理事会等の動向を注視し、教学・事務とも連携しつつ、どのような変化が生じているのかについて情報収集を行いましょう。この期に乗じて、不必要な制度変更や規程改正が行われる可能性もあります。情報収集を行う中でこの点にも留意し、学内情勢の把握に努めましょう。また、可能な条件があれば理事会の対応方針も聞きましょう。

名芸大―これが学問の最高学府か！？驚くべき実態 パート3

①教授会運営

A 教授会規程上 回数☛年4回、時間☛1時間に制限、規律☛品位を重んじる

B 2018年度芸術学部教授会 ☛ 4月は20分、7月は12分、審議できる状況ではない！

②音楽領域の学生の学ぶ権利侵害 ☛ 学外での学生の発表の場が制限され、ピアノの調律回数が半減されている。ピアノの調律はおかしくなったまま（！？）

③美術領域およびデザイン領域の学生の学ぶ権利侵害 ☛ 授業で使用する画材や材料が不十分となり、配布物の印刷も用紙の不足から制限されたまま（！？）

上記はほんの一例です。

東海私大教連組合員の皆さん、是非とも感想を書記局までお寄せ下さい。

（右写真は11月27日文科省交渉のようす）

